

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の  
適正な処理の推進に関する特別措置法  
逐条解説・Q & A

## 目次

第 I 部 逐条解説	1
第 1 章 総 則	2
第 1 条 (目的等)	2
第 2 条 (定義)	5
第 3 条 (事業者の責務)	20
第 4 条 (ポリ塩化ビフェニル使用製品を製造した者の責務)	23
第 5 条 (国及び地方公共団体の責務)	25
第 6 条 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画)	30
第 7 条 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画)	35
第 2 章 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の規制等	40
第 8 条 (保管等の届出)	40
第 9 条 (保管等の状況の公表)	45
第 10 条 (期間内の処分)	47
第 11 条 (指導及び助言)	57
第 12 条 (改善命令)	59
第 13 条 (代執行)	61
第 14 条 (その他のポリ塩化ビフェニル廃棄物の規制等)	67
第 15 条	68
第 16 条 (承継)	70
第 17 条 (譲渡し及び譲受けの制限)	73
第 3 章 雑 則	77
第 18 条 (ポリ塩化ビフェニル使用製品の規制等)	77
第 19 条	85
第 20 条	89
第 21 条 (事業所管大臣等に対する要請)	91

第22条（ポリ塩化ビフェニル使用製品を製造した者に対する要請）	94
第23条（関係者相互の連携及び協力）	96
第24条（報告の徴収）	97
第25条（立入検査等）	99
第26条（政令で定める市の長による事務の処理）	105
第27条（環境大臣の事務執行）	109
第28条（国の措置）	110
第29条（事務の区分）	110
第30条（権限の委任）	111
第31条（環境省令への委任）	111
第32条（経過措置）	112
<b>第4章 罰 則</b>	113
第33条	113
第34条	114
第35条	115
第36条	117
<b>第Ⅱ部 Q &amp; A</b>	119
<b>第1章 特別措置法制定の背景と趣旨</b>	120
1 特別措置法制定の背景及び趣旨を御説明願います。	120
2 ポリ塩化ビフェニル（PCB）問題の経緯はどのようなもの でしょうか。	121
3 PCB 特別措置法の内容の概要を御説明願います。	124
4 残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約（POPs 条約）について、ポリ塩化ビフェニル（PCB）との関係を含 めて、御説明願います。	126
5 PCB 特別措置法制定後、ポリ塩化ビフェニルの処理はど うに進められたのでしょうか。	128
6 平成28年の PCB 特別措置法改正の趣旨を御説明願います。	134
<b>第2章 法律の目的等</b>	135
7 PCB 特別措置法の目的について、御説明願います。	135

- 8 PCB 特別措置法と廃棄物処理法との関係, PCB 特別措置法と電気事業法との関係について, 御説明願います。……………135
- 9 ポリ塩化ビフェニル廃棄物について, 具体的には廃棄物処理法のどの条項が適用されることとなるのでしょうか。……………136
- 10 ポリ塩化ビフェニルやポリ塩化ビフェニル使用製品については, 他の法律によってどのような規制が行われているのでしょうか。……………136

### 第3章 ポリ塩化ビフェニル廃棄物等の定義……………146

- 11 ポリ塩化ビフェニル (PCB) とは, どのような物質ですか。……………146
- 12 法律では, 規制対象となるポリ塩化ビフェニル廃棄物・ポリ塩化ビフェニル使用製品は, どのような定義がされているのでしょうか。また, ポリ塩化ビフェニルを含む廃棄物やポリ塩化ビフェニルを含む製品は, すべて規制の対象とされているのでしょうか。(第2条関係)……………146
- 13 高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物・高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品は, どのような定義がされているのでしょうか。……………148
- 14 ポリ塩化ビフェニル使用製品の定義から除かれる「環境に影響を及ぼすおそれの少ないもの」とは, どのようなものですか。基準はなぜ0.3mg/kg なのでしょうか。……………150
- 15 有機顔料の中には, その製造過程で非意図的にポリ塩化ビフェニルを副生するものがありますが, この場合, その有機顔料はポリ塩化ビフェニル使用製品になるのでしょうか。……………151
- 16 日常生活に伴って生じたポリ塩化ビフェニルを含む廃棄物は, ポリ塩化ビフェニル廃棄物に該当するのでしょうか。(廃棄物処理法第2条関係)……………151
- 17 ポリ塩化ビフェニルに汚染された土壌は, どのように取り扱われるのでしょうか。……………156
- 18 事業者の定義について, 「事業活動に伴ってポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管する事業者」, 「ポリ塩化ビフェニル使用製品を所有する事業者」とは, どのような事業者を指すのでしょうか。……………157

### 第4章 関係者の責務……………158

- 19 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理について, 保管事業者・所有事業者, 処分業者, 収集運搬業者, ポリ塩化ビフェニル使用製品を製造した者, 国及び地方公共団体の役割はどのように位置づけられているのでしょうか。……………158
- 20 事業者の責務の考え方, 内容について御説明願います。……………160

- 21 ポリ塩化ビフェニル使用製品を製造した者の責務の考え方、内容について御説明願います。……………161
- 22 国及び地方公共団体の責務の考え方、内容について御説明願います。……………162

**第5章 国のポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画，  
都道府県のポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画**……………163

- 23 基本計画の策定の趣旨、ねらい、具体的な効果は、どのようなものでしょうか。……………163
- 24 基本計画の具体的な内容は、どのようなものでしょうか。……………163
- 25 都道府県の策定するポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画の仕組みを設ける趣旨は、どのようなものでしょうか。……………164
- 26 都道府県の策定するポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画では、どのような事項が定められるのでしょうか。……………164
- 27 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の発生量、保管量及び処分量の見込みは、どのような手法で把握するのでしょうか。……………165
- 28 ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画と廃棄物処理法に基づく都道府県廃棄物処理計画との関係はどのようなものでしょうか。また、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画との関係についても教えてください。……………166
- 29 都道府県ごとに策定されることとなるポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画の中で、都道府県の区域を超えた広域的なポリ塩化ビフェニル廃棄物の運搬や処理は、どのように取り扱われることとなるのでしょうか。……………166
- 30 ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画を策定する政令で定める市とは、どのような考え方で、どのような市が定められることを予定しているのでしょうか。……………167

**第6章 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の規制等**……………168

- 31 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管状況等は、どのようなになっているのでしょうか。……………168
- 32 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管等の届出及びポリ塩化ビフェニル使用製品の廃棄の見込みの届出の仕組みが設けられた趣旨を教えてください。……………170
- 33 届出の対象となる処分に含まれる「再生」とは、具体的にどのような処理の場合を指すのでしょうか。……………170
- 34 届出義務の対象となる保管事業者等及び所有事業者の範囲について教えてください。……………171
- 35 届出を行う名義人と法律で義務を課される事業者との関係

- を教えてください。例えば、会社の代表取締役ではなく、事業所の所長の名義で届出を行うことは可能でしょうか。……………171
- 36 具体的には、どのような事項について届出を行うことになるのでしょうか。……………171
- 37 届出の際の添付書類について、教えてください。……………172
- 38 鉄道車両、船舶等のように輸送機器に搭載されている高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品は、所在の場所が移動しますが、どの都道府県知事に対して届出を行うことになるのでしょうか。……………172
- 39 都道府県が独自に法律による届出とは別の届出制度を設けることは可能でしょうか。……………173
- 40 高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物について、保管の場所を変更してはならないのはなぜですか。また、保管の場所の変更が認められるのはどのような場合でしょうか。……………174
- 41 保管事業者又は所有事業者が保管等の状況又は廃止の見込みを届け出た後、都道府県では、どのように取り扱われるのでしょうか。……………174
- 42 保管等の状況、廃止の見込み等の情報について、どのような形で情報公開が行われるのでしょうか。……………175
- 43 保管していたポリ塩化ビフェニル廃棄物を全て処分した場合又は所有していた高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品を全て廃棄した場合には、どのような届出を行ったらよいのでしょうか。……………175
- 44 期間内処分の義務が設けられた趣旨、効果を御説明願います。……………178
- 45 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分については、廃棄物処理法の規定が適用されるのでしょうか。……………178
- 46 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理技術については、どのようなものがあるのでしょうか。……………179
- 47 高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分期間は、どのような考え方で設けられているのでしょうか。……………180
- 48 低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分期間は、どうなっていますか。……………182
- 49 ポリ塩化ビフェニル廃棄物を政令で定める処分期間内に処分しない場合には、どのような効果が生ずるのでしょうか。(第12条関係)……………183
- 50 高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品を政令で定める処分期間内に廃棄しない場合には、どのような効果が生ずるのでしょうか。(第18条関係)……………183

- 51 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分を廃棄物処理業者に委託する場合には、処分期間内に委託をすれば足りるのでしょうか、廃棄物処理業者における処分が処分期間内に終了していなければならないのでしょうか。(第10条関係) ..... 183
- 52 廃棄物処理法の事業者の処理責任の原則とPCB特別措置法による処分期間内の処分義務との関係について、教えてください。 ..... 184
- 53 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理費用の負担が困難な中小企業等についても、期間内処分の義務は課されるのでしょうか。また、処分についてなんらかの支援措置が講じられるのでしょうか。 ..... 184
- 54 国や地方公共団体の公共施設等において保管するポリ塩化ビフェニル廃棄物・高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品についても、期間内の処分・廃棄の義務の対象となるのでしょうか。 ..... 185
- 55 国、地方公共団体が処分期間内の処分・廃棄の規定に違反した場合の効果は、どのようになるのでしょうか。 ..... 185
- 56 高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物・高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品について、特例処分期限日が設けられた趣旨を教えてください。特例処分期限日が適用される事業者とは、どのような事業者でしょうか。 ..... 185
- 57 全てのポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分委託終了を届け出た後、実際に処分事業者がポリ塩化ビフェニル廃棄物进行处理するまでの間、どのような手続が必要になりますか。 ..... 186
- 58 特例処分期限日の適用を受けるための届出をした場合であって、全ての高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分・高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の廃棄を終えたときの手続は、どのようになるのでしょうか。 ..... 186
- 59 指導・助言に従わなかった場合には、どのような効果が生ずるのでしょうか。 ..... 186
- 60 PCB特別措置法に基づく改善命令と廃棄物処理法に基づく改善命令及び措置命令との関係を教えてください。 ..... 187
- 61 改善命令に従わなかった場合には、どのような効果が生ずるのでしょうか。 ..... 187
- 62 代執行に係る規定が設けられた趣旨、効果を教えてください。 ..... 187
- 63 PCB特別措置法に基づく代執行と廃棄物処理法に基づく代執行との関係を教えてください。 ..... 188
- 64 承継に係る規定の趣旨、効果を教えてください。 ..... 189
- 65 ポリ塩化ビフェニルを保管する事業者が倒産した場合に

は、どのように取り扱われるのでしょうか。……………	189
66 譲渡し及び譲受けの制限の規定が設けられた趣旨、効果を 教えてください。……………	189
67 法律で譲渡し等の禁止の例外とされている場合とは、どの ような場合でしょうか。……………	190
68 倉庫に保管しているポリ塩化ビフェニル廃棄物を他の倉庫 に移動させる場合には、譲渡し等の制限の規定に違反しない のでしょうか。……………	190
69 電気事業法の電気工作物である高濃度ポリ塩化ビフェニル 使用製品について特別措置法の適用が除外されているのはな ぜですか。……………	192
70 ポリ塩化ビフェニル使用製品を使用する事業を所管する大 臣（事業所管大臣）とは、どのように判断されるのでしょ うか。……………	192
71 事業所管大臣に対して要請される必要な措置とは、具体的 にどのようなものが想定されるのでしょうか。……………	192
72 環境大臣がポリ塩化ビフェニル使用製品を製造した者に対 して求める資金の出えんその他の必要な協力の具体的な内容 は、どのようなものが想定されているのでしょうか。……………	193
73 独立行政法人環境再生保全機構に設けられているポリ塩化 ビフェニル廃棄物処理基金の概要について、御説明願いま す。……………	193
74 関係者相互の連携及び協力に係る規定の趣旨を教えてください。 （第23条関係）……………	193
75 ポリ塩化ビフェニル廃棄物や高濃度ポリ塩化ビフェニル使 用製品であることの疑いのある物とは、どのようなものが想 定されているのでしょうか。……………	194
76 報告徴収・立入検査等の対象となる「その他の関係者」と は、どのようなものが想定されているのでしょうか。（第24 条、第25条関係）……………	195
77 特別措置法では、環境大臣と都道府県知事の双方が行うこ とのできる事務がありますが、どのような役割分担となるの でしょうか。……………	196

### 第Ⅲ部 参考資料…………… 197

#### <法律>

●ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別 措置法（平成13年6月22日法律第65号）……………	198
--	-----

**<政令>**

- ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行令（平成13年6月22日政令第215号）……………211

**<省令>**

- ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行規則（平成13年6月22日環境省令第23号）……………214

**<告示>**

- ポリ塩化ビフェニル使用製品からポリ塩化ビフェニルを除去する方法として環境大臣が定める方法（平成28年7月29日環境省告示第73号）……………254
- ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行規則第3条及び第6条の規定に基づき環境大臣が定める方法（平成28年7月29日環境省告示第74号）……………255
- ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行規則第4条第2項及び第7条第2項の規定に基づき環境大臣が定める方法（平成28年7月29日環境省告示第75号）……………256

**<通知>**

- ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律等の施行について（平成28年8月1日環廃産発第1608012号）……………262
- ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律等の施行について（平成28年8月1日環廃産発第1608013号）……………273
- 重電機器等から微量のPCBが検出された事案について（平成16年2月17日環廃産発040217005号）……………294

**<参考法令>**

- 中間貯蔵・環境安全事業株式会社法（平成15年5月16日法律第44号）……………296
- 中間貯蔵・環境安全事業株式会社法施行規則（平成16年4月1日環境省令第12号）……………306
- 中間貯蔵・環境安全事業株式会社の会計に関する省令（平成26年12月19日環境省令第32号）……………314
- 電気事業法（抄）（昭和39年7月11日法律第170号）……………317

●電気設備に関する技術基準を定める省令（抄）（平成9年3月27日通商産業省令第52号）	319
●電気関係報告規則（抄）（昭和40年6月15日通商産業省令第54号）	322
●電気関係報告規則第1条第2項第12号の電気工作物並びに電気設備に関する技術基準を定める省令附則第2項ただし書の電気工作物及び期限（平成28年9月23日経済産業省告示第237号）	329
●原子力発電工作物に係る電気設備に関する技術基準を定める命令（抄）（平成24年9月14日経済産業省令第70号）	331
●原子力発電工作物に係る電気関係報告規則（抄）（平成24年9月14日経済産業省令第71号）	333
●原子力発電工作物に係る電気設備に関する技術基準を定める命令附則第2項ただし書の原子力発電工作物及び期限並びに原子力発電工作物報告規則第1条第2項第8号の原子力発電工作物（平成28年9月23日経済産業省・原子力規制委員会告示第1号）	336

### <その他>

○ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画（平成28年7月26日改正版）の概要	338
○PCB 特別措置法に基づく各届出書の記入要領	340
○PCB 特別措置法に基づく各届出書の記入例	350

